

岩手県達沿広経第 480 号

岩手県上閉伊郡大槌町金澤第 30 地割 56 番地
特定非営利活動法人ワールドサポート幸いかもめ

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号。以下「法」という。）第 42 条の規定により、法第 29 条の規定による事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の提出がなされていない事案について、次のとおり改善を命じます。

令和 6 年 2 月 5 日

岩手県知事 達増 拓也



1 改善命令事項

所轄庁に提出を行っていない事業報告書等を提出すること。

2 改善命令の原因となる事実

3 年以上にわたって事業報告書等の提出を所轄庁に行っていないこと。

3 改善報告書等の様式及び提出期限

書面により、令和 6 年 2 月 19 日（月）までに提出すること。

付記 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、知事に対して書面をもって審査請求をすることができます。（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができないなります。）

2 この処分については、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記 1 の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。